

共生社会の実現に向けた本校の取組み

平成 28 年(2016)に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

この法律は、美容サロンなどの企業や私たちのような私立学校など、全ての民間事業者も遵守することが義務付けられています。

このため、本校を含むすべての学校を所管する文部科学省は、次の 2 点を遵守することをすべての学校に通知しています。

(1) 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、障害のない学生に対しては付さない条件を付してはならない

(2) 合理的配慮の提供

障害者から社会的障壁(日常生活または社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が学校にとって過重でないときは、その社会的障壁を除去するよう、必要かつ合理的な配慮をするように努めること

本校も、法令及び文部科学省の指針に込められた意図を十分に理解・尊重し、学校運営に努めてまいります。

具体的には、心身に障害があることのみを理由として入学を拒否することはいたしません。と同時に、障害のある学生が他の学生と等しい条件の下で学生生活を送れるよう、障害の種別にかかわらず、授業保障・情報保障を中心とした様々な修学支援を行います。

こうした取組みを通して、障害のある学生とその学生を支援する学生たちが自律的に成長すること、そのことにより社会がより良いものとなることを目指しています。

ただし、こうした取組みは、障害のある学生に他の学生と同様に学ぶ機会を保障することを目的とするものであり、あらかじめ単位修得や卒業を保障するものではありません。

また、理容師あるいは美容師を志す人で、心身に障害がある人には免許が与えられないことがあることにもご留意ください(このことは“2. 国家資格取得における欠格事由”で説明します)

1. 合理的配慮の提供

本校は、障害のある学生が他の学生と等しく学ぶ権利を確保するため、必要かつ適当な変更・調整を行います。これを合理的配慮と言います。

障害のある学生または入学予定者から、学修生活を送るうえで障壁となることがらを除去してほしいという申し立てがあれば、その実施に伴う負担が過重でない限り、学校は合理的配慮を提供いたします。

入学予定者の方には、入学前のオリエンテーションの場で合理的配慮についてご説明いたし

ます。

在校生の方は、本校学務課(「なんでも相談室」)にいつでもご相談ください。

合理的配慮の内容を決定する際は、障害のある学生の意思を尊重したうえで、学校と学生双方が互いの現状を共有・認識し、より適切な内容とするために話し合いを行います。

この対話の際、障害のある学生が自ら求める支援内容の説明や意思決定を行うことが困難な場合、必要に応じて保護者や支援者の援助を受けることができます。

また、合理的配慮の提供に関する申し立てがない場合も、当該学生がそれを必要としていることが明白である場合、学生が自ら申し出ができるよう、適切な働きかけを行います。

2. 国家資格取得における欠格事由

理容師法第7条及び美容師法第3条には「心身の障害により理容師(美容師)の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには免許を与えないことがある」と定めています。

『理容師または美容師の業務を適正に行うことができない』かどうかの判定は、理容師(美容師)免許を所管する厚生労働省が様々な条件を総合的に考慮し、本人の求めがあった場合、その意見を聴取したうえで判断することになっていますが、理容師または美容師となることを検討されている方は、免許取得がかなわない可能性があるということをあらかじめご理解ください。

※『障害』という言葉について

心身の機能に不全があり、十分に機能しない状態にある人たちを、従来は「障害者」と表記することが一般的であり、現在も政府は『障害』と表記しています。

しかし、特に「害」という言葉は不適切ではないかという議論があり、それを受けて「障がい」「障害」など、いろいろな表記がされるようになっていきます。このため、法令上の表記など客観的な事実として存在する場合は「障害」を、自分たちが表記する場合は、高等教育機関で比較的多く使用されている「障がい」を用いることとします